

「農村社会編成の論理と展開」によせて

東京農工大学 高橋 明 善

与えられた報告課題は、昨年の大会報告の際の議論、とその後、東京地区の研究會（安原、田代報告）をまとめて整理せよということであった。課題にむかってポイントとなる点と思われることを、前年度研究会を含めて整理してみた。もっぱら通信と私のメモによる討論の整理と報告であり、ここに現れない方々の議論の検討も行なっていない。この点ご了承願いたい。（田代氏の報告は通信にまだのっていないで誤解があるかもしれない）。「通信」番号や出典の記載のない発言は大会時の発言。

一、安原の問題指摘（一五六号）

土地利用と村落の課題継承に関連して

「農家家族の論理（高橋）」というものを基礎におかなければ農地の流動化、あるいは共同化等にしても、比較的現実性を持ち得ないかもしれない」

たとえば「いえ」的所有（田代氏）、私的土地所有の意味合い（東会員）、家一般ではなく「現在の農家の構造と基盤」（安原会員）を問題にしようとする。

二、農家の家と家族の理解のし方に関して

1、安孫子は歴史的存在としての家形成の契機を労働力編成の単位として理解する点でもっとも厳密で狭義に理解する（労働力編

成単位としての家族、家産、家業の統一体)

補完としての家関係の存在。それらの変容解体のなかに農業と農村の変化をみようとする。家関係(共同体関係)の存在をふまえてもう少し広い地縁的機構として形成されたものが村落。「超歴史的には家を家族が生き続けるための組織」とする点では他と共通(一五五号)

2、柿崎は家生活体の日常的生活関係のなかに家をみる。家連合をまとめるものとしての村落

3、家の基礎に家産としての私有財産を見る大川(血、墓の重なりを見る家の複合的理解)、井上。家的土地所有を見る(田代氏)

4、家や同族の延長線のように村落が見えてくる東北、村落がまずあってそれに規定されたかたちで家や同族がある近畿(藤井会員、一五三号)

5、西における株、一戸前としての家(鳥越によるとそれは権利であり、家産家業がなくともよい。鳥越はこの場合新興住宅地でも永住性をふまえて一戸前の権利が発生すると近畿型家論を拡張するがこれは株論に一般的とはいえない)家を基本に日本の家族を把握する基層文化論把握)。株論と大川のいう山村での共有林の権利との異同

6、変動を把握する視点として家と家族を概念的に分ける視点(安原を含む)そのための概念図式

イ 渡辺兵力||制度的家と所帯的家族

農家の規定||先祖伝来の「土地所有を承認し会う間柄」

社会関係にある家々

ロ 光吉会員 規範(成員配置、所有、役割)と生活状況の一致

の中に家を見るが現段階では、家族を基本として農村の家を見る立場をとる。

しかし、家族のうえに連続性の存続など基層文化、日本の家族文化の存続を見る。規範と生活状況のずれの拡大、規範としての家産、家業の後退、そこから規範の修正の発生

7、変動をふまえた新しい類型論、変動論の視点

イ 居住規制ではなく継承に注意した家族類型の分類(森岡清美)をもたらした家族の分化(たとえば直系分居家族、個人志向型家族(長谷川会員一五三号)、修正直系家族(家父制直系家族の修正||那須浩一)、二世代夫婦家族(布施、安原会員)一五六号)、戦後における制度規範の弱い夫婦家族制、直系家族制双方の影響を受けた直系家族の多様な存在形態。(森岡)

森岡については高橋の補注(安原の森岡理解に誤解があるので||一五三号)

古い自作農の家族と新しい自作農の家族(高橋、安原引用一五六号)

ロ 個人と家の関係の中から家を理解する(嘉田会員)家の規範とその東西の違いをそこから見る(一五三号)。光吉も個人の動きを「生活状況」の中から見出すとする。

ハ 一次元的価値であった家の継承と家業としての農業の継承の二次元的分化、農家の再生産の困難化の発生(石原会員一五三号)。個人のライフコース||経歴は家の継承維持という価値に制約されているが、選択幅の拡大と規範の変化を見る。こ

二 家については明確な社会科学的规定はなくさまざまな存在形態を多面的に把握すべきだ、たとえば京都では家格が重要(松本会員)。家の信用を重視する見解もあった。

ホ 精神的観念的アイデンティティから家を見る視点(安原、一五六号)

安原は所有・経営・労働の三位一体構造のなかに自作農を見るがこれを所帯的家族の側面とする。とすれば、家から所有の問題が切り離される。制度的家の側面を時間的継続の中の家、社会的空間的単位としての家と把握する。ここでは制度的家は観念的継承と村との関係性の中で規定されることになる。他の論者との重要な違いで注意を要する。

三、土地の所有と利用に関して

イ 家を家産をベースにおいて理解する視点(再掲、大川、井上)
ロ 渡辺は制度的家を家長、家産、家柄よりみる(渡辺については高橋の説明)。

所帯的家族は土地を経営して生活するため村領域から制約される。

光吉は家規範を成員配置に渡辺は所帯的家族に入れる、所有役割よりみる。

家業、家産に物的装置、経営共同体の実態は弱まっている。

ハ 安孫子(再掲)は歴史的に家を規定している契機を重視して労働力編成の単位としての家族が家存続のための生産手段に家産によって家業を遂行するところに家の論理を見る。家業が解体すれば生産手段としての家産ではなく単なる財産が残る。

ホ 安原は家産的土地所有、生産手段的土地所有、資産的土地所有、生活手段的土地所有を発展段階論だけでは論じられないとし、これらの複合的結びつきを指摘する。生産手段的土地所有としての土地利用を考えてもうまく行かないことになる。

二 田代氏の報告から

(1)直系家族制とそれを支える家的土地所有が、労働力家族内自給的な小農経営とそこでの農地流動化を媒介する。

(2)家の存続を展望する。農地はもともと生産手段であると同時に生活手段、私有財産、家財産である。そこから当面作業受委託から賃貸借への流れを実践的に方向づける。しかし西では一世代世帯化が進む中で賃貸借が耕作放棄と紙一重で進んでいる。

(3)家と村は水田社会に固有なものとして把握。高い土地生産力、数千年連作に非割替、定着、所有として蓄積可能な農業形態が家を生む。家の空間的・時間的連合が村である。

(4)村は水田生産力を維持する基礎単位、課税の単位であり土地所有の単位ではない。内圃ではなく外圃を共有するのみで近世においても基本的に個人所有である。と総有制を念願におく磯辺、川本氏らに批判的。

(5)家と村の存続を前提に、個人の自立を考える視点から家の変革よりはその内部変革を主張。

四、家と村の関係

1、安孫子にとって村とは何か。「家関係の存在をふまえてもう少し広い地縁的機構として形成されたもの」という。

2、柿崎は家連合をまとめてむらが形成されてきたという。支配の

側からもむらが求められる。前者の関係性の中で家とむらを考
えるという立場であり、それを後者のオオヤケに対しプライヴェ
イトということに反対。生産ではなく日常的互助関係を重視す
るが生産面での関係の弱体化は村と家関係の変化をもたらさない
かどうか、全体としてどのように変化しつつあるかについてき
きたい。

3、両者は家の関係性を重視するが、家の関係性と村の関係がは
きりしない。

家と村の関係性が理解されるときに変化が肯定されている家の
変化がむらに及ぼす影響の重要な局面が明らかになる。

4、岩本はかつては水、山がオオヤケとしてあったが、労働組織を
含めて村が見えなくなっているときなおムラが有るとすれば、
オフィシャルではないオオヤケむらがあると思うが、それは
何かと問う。

5、光吉は個人、家族レヴェルでの私に対してオオヤケは行政単位
でしかとらえられない現状と編成論理をいうが、単なる地域社
会とはことなり、むらを抜きにしてはとらえられないともいう。
調査漁村における株の問題が論じられる。

6、大川の言う山村での共有林への権利も株論にかかわるが、近畿
型農村で勢力的に論じられている一戸前の家、や株論が大会で
は十分に論じられなかった。

7、村落とは土地保有という事実を相互的に承認していることを集
団成員の基本的要件とするルールがその集団秩序の根底にある
地縁的な基礎集団である。(渡辺参考)

総じて高山のいうように自由化と市場論理の貫徹で家、村の編

成の論理は変わるのか変わったのか

(残された問題)

一 「転換期」の意味付けの問題には議論が及ばなかった。

二 家と村を理解するためにはこれを歴史的、比較社会的に考える
必要がある。

1、家も村も支配の側から形成されると同時に生産生活組織として
下から形成されたものとみたい。中世の惣村は領主権力との対
抗関係下でできたものであるし、名主連合であるかぎり下人層
に対する支配組織であった。近世の村も徴税組織として上から
形成されたものであると同時に、族縁的結合に変る地縁結合の
成長が上からの設定を可能にしたと見なくてはならない。そし
て初期本百姓体制の下では従属層であった農民の抵抗自立化が
本百姓の増加となって現れ、中期以降、大多数の農民が生産生
活単位としての家を持つことができるようになったのだし、村
を相対的少数者の組織から大多数の家々の連合へと変化せしめ
たのである。この点黒崎氏の一五二号の家と行政区の結合とし
てだけ近世以降の制度的村を見るのは示唆に富んだものだが若
干図式的である。非定形的な家関係の中にも「むら」や共同
体関係を見るのには批判的にならざるをえない。徴税単位とし
ての支配の側から家の設定を一面的に強調するのも、本家によ
る家産制的支配の中に位置付けることからのみ家の本質を理解
しようとするのも同調できない。個別の家関係だけではなく、
家の変化と村の変化の関係も理解すべきである。村再生論や島
崎氏の村自治体化論(地域社会学大会への遺稿としてのレジ

ユメ)も村が単なる行政村なら考えにくいだろう。家もまた生活組織の側面を持っているからその全体論理を抜きにした合理主義は上滑りになる。しかし農村婦人にとっては田代氏がいうように人格自立にとって障害となる面を持っている。しかし村関係の中での自立を伴わない家族内関係の変革だけで問題は解決するだろうか。

2、比較社会的に見た場合、家も村も一定の生産力の発展と支配の側かの働きかけの相互関係の中で形成されたものと考ええる。大多数の農業者が家によって自らのエゴを主張できるようになったのは近世中期にいたってからである。地縁的連合も族縁的支配や人頭支配を断ち切るだけの農民の地位の向上による横の連合形成がなければ成立しえない。

東南アジアの均分相続の農村住民は家を持たず村も弱体でいずれにも守られないいわば甲羅のない住民である。たとえば天水利用に依存し水管理組織もなく耕作地を移動するような低生産力段階で強力な地縁結合は望めないのである。西欧の中世村落共同体はたしかに共同所有、共同耕作など共同体としては強力である。しかしそれも、三圃農法、八頭立て有輪すきなどの生産力の発展に支えられて形成されたものであり、その内部の間関係は対等制を強く持ち契約的でありアソシエイション的であった。日本が個人所有を基本としていたから共同体は弱かったとする議論も有るが、身分上下関係を持つ日本近世の村の内部の関係はより個人否定的であったのではないか。総有制否定論者も日本の私有制がより弱い個人、家族の私有であったことは見ておかねばならないだろう。何故日本にだけ単独相続制と

永続性をもつ家が形成されたのかも考える必要があるだろう。家も村も農民が自己を主張し、生活を保障するための組織もあるからその存在が重いのである。

集団的自作農(磯辺)はこうした実態を前提においていると思われる。西欧型のアソシエイション型に一步進むことを考える必要があると思う。島崎氏の自治体としての村落も同様である。

